

需給調整の取組として生産される加工用米、米粉用米、飼料用米、備蓄米などの“需給調整米”はそれぞれ用途が限定されています。需給調整米について「**主食用への横流し等**」が行われた場合には、罰金など様々な措置の対象となります。

「主食用への横流し等」とは何ですか・・・？

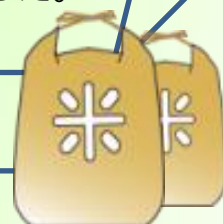


農業者・農業者団体の場合

- “事例1” 需給調整米を収穫したが、主食用の価格が上昇したために、当初の販売先に違約金を支払った上で、主食用として販売した。
- “事例2” 収穫した需給調整米から、自家用の米と親戚に配る米を差し引いた残りの全量を出荷した。
- “事例3” 需給調整米を生産した水田での収穫量がわからなくなり、主食用を含めた単収が9俵程度だったので、目分量で単収7俵で計算して出荷した。
- “事例4” 需給調整米を生産した水田で収穫した米のうち、1.9mmのふるい上米のみを出荷し、その他は中米として別に販売した。



流通業者・実需者の場合



- “事例5” 需給調整米の当初の販売先が倒産したため、集荷した米を主食用に販売した。
- “事例6” 需給調整米を用いて、レトルトご飯を製造・販売した。
- “事例7” 米粉用米を仕入れ、加工用米の用途として販売した。
- “事例8” 仕入れた需給調整米が不良在庫となったため、一般に流通しないよう、従業員に無料で配布した。

もし、「主食用への横流し等」を行ったら、
「どのような措置」が行われるのですか？



農業者・農業者団体、流通業者、実需者は・・・

- 特に悪質な場合は、1年以下の懲役又は百万円以下（法人の場合、1億円以下）の罰金に処することがあります。
- 氏名及び違反事実等が公表されます。
- 当面の間、需給調整米の生産・流通・販売が認められません。



さらに、農業者・農業者団体は・・・

- 農業者戸別所得補償制度交付金の全額返還を命じられます。
- 生産調整方針が取り消されます。
- 備蓄米の販売契約者は、違約金の支払いを命じられます。

詳しくは・・・ **農林水産省 生産局農産部穀物課**
水田農業対策室までお問い合わせ下さい。

TEL 03-6744-7135（直通）

農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/index.html>